

一関地区広域行政組合介護保険料に係る返還金の支払要綱

平成18年9月1日

一関地区広域行政組合告示第20号

(目的)

第1 この告示は、瑕疵ある賦課処分に基づき納付又は納入された介護保険料で、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき還付することができない過誤納金に相当する額（以下「還付不能金」という。）及びこれに係る利息相当額を被保険者に返還することにより、被保険者の不利益を補填し、もって住民の負担の公平の確保を目的とする。

(返還対象者)

第2 還付不能金及びこれに係る利息相当額（以下「返還金」という。）を受けることができる対象者は、瑕疵ある賦課処分に基づく介護保険料を納付又は納入した被保険者（以下「返還対象者」という。）とする。ただし、当該被保険者が死亡している場合は、相続人を返還対象者とする。

2 前項ただし書の場合において、相続人が複数あるときは、管理者は相続人の代表者に返還金を支払うものとする。この場合において、相続人の代表者は、相続人全員が署名・押印した相続人代表者指定届書（様式第1号）を管理者に提出するものとする。

(返還金の範囲)

第3 返還金は、次に掲げる合計額とする。

(1) 還付不能金

(2) 利息相当額（第5で計算した日数に応じ、還付不能金に年5パーセントの割合を乗じて得た金額）

(遡及期間)

第4 還付不能金の遡及期間は、瑕疵ある賦課処分であったことを知り得た日から5年とする。ただし、被保険者が所持する領収書等によって還付不能金を算定できるものについては、20年を上回らない範囲で遡及することができる。

(利息の計算期間)

第5 利息の計算期間の起算日は、過誤納金が納付又は納入された日の翌日とし、終期は、返還金の支出を決定した日とする。

(返還金の請求)

第6 返還金の支払を受けようとする返還対象者は、管理者に対し返還金に関する請求書

を提出するものとする。

(返還金の通知)

第7 管理者は、返還対象者から請求書を受領した場合は、その内容を調査し、返還金の額を確定し、返還対象者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第8 管理者は、前項の規定により通知したときは、速やかに返還金を返還対象者に支払うものとする。

(充当の禁止)

第9 返還対象者に納付又は納入すべき介護保険料の徴収金がある場合においても、返還金を当該徴収金に充当することはできない。

(介護保険法の準用)

第10 還付不能金を算定する場合は、還付不能金に係る賦課処分を行ったときの介護保険法の規定を適用するものとする。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文(抄)

平成18年9月4日から施行する。

様式第1号（第2関係）

相続人代表者指定届書

年 月 日				
一関地区広域行政組合管理者 様				
相続人 氏名 印 氏名 印 氏名 印 氏名 印				
被相続人にかかる介護保険料返還金を受領する代表者として次のとおり指定しましたので、一関地区広域行政組合介護保険料に係る返還金の支払要綱第2第2項の規定によりお届けします。				
代表者 相続人の	氏名（名称）			
	住所（所在地）			
被相続人	氏 名			
	死亡時の住所			
	死亡年月日	年 月 日		
相 続 人	氏 名 (名 称)	被相続人 との続柄	住 所 (所 在 地)	相続分
備考				